

桑名市告示第115号

桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第24条第2項の規定による鉄道事業再構築実施計画の認定を受けた鉄道事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項の規定による鉄道事業者をいう。以下同じ。）が行う持続可能性、利便性及び効率性の向上に資する設備の整備等に要する経費の一部に対して、桑名市地域公共交通再構築事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、桑名市補助金等交付規則（平成16年規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、一般社団法人養老線管理機構とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知）附属第Ⅱ編イ-17-(1)-3に掲げる交付対象事業をいう。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成23年3月11日国官会第2379号国土交通事務次官通知）別表第1に定める事業に要する経費とする。ただし、当該補助対象経費に含まれる消費税額及び地方消費税額のうち、仕入控除税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。）に相当する額を除いたものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額以内とする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 他の地方公共団体への申請の内訳が分かる書面（同一の補助対象事業について、他の地方公共団体に補助の申請をする場合に限る。）

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定において、必要と認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(補助対象事業の変更)

第8条 補助事業者は、前条第1項の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、桑名市地域公共交通再構築事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に、第6条各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更（国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）別表第1に掲げる軽微な変更をいう。）に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更をしようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

(変更の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の変更交付申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、予算の範囲内において変更の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、桑名市地域公共交通再構築事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の変更交付決定において、必要と認めるときは、当該変更決定に条件を付すことができる。

（補助対象事業の中止等）

第10条 補助事業者が補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、桑名市地域公共交通再構築事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、承認するときは、桑名市地域公共交通再構築事業補助金中止（廃止）承認書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手）

第11条 補助事業者は、第7条第1項の規定による交付決定後に補助対象事業に着手しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、やむを得ない事情により第7条第1項の規定による交付決定前に補助対象事業に着手する必要があるときは、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日以後に補助対象事業に着手することができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付決定前着手承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 市長は、前項後段の規定による申請があったときは、これを審査し、承認するときは、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付決定前着手承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の承認において、必要と認めるときは、当該承認に条件を付すことができる。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難なときは、速やかに桑名市地域公共交通再構築事業遂行状況報告書（様式第9号）を市長に提出し、その旨を報告しなければならない。

（実績報告書）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月1日のいずれか早い日までに桑名市地域公共交通再構築事業補助金実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 他の地方公共団体からの補助の内訳が分かる書面（同一の補助対象事業について、他の地方公共団体から補助を受けている場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、当該年度内に実績報告書の提出が困難であると市長が認めるときは、補助事業者は、実績報告書の提出に代えて、当該年度の末日までに桑名市地域公共交通再構築事業補助金完了報告書（様式第11号。以下「完了報告書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、補助事業者は、完了報告書を提出した後、遅滞なく実績報告書を提出し、完了報告書に基づき交付された補助金について精算しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書又は完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、相当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、桑名市地域公共交通再構築事業補助金の額の確定通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（仕入控除税額の報告）

第15条 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により第4条ただし書の仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第13号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合において、必要があると認めるときは、当該補助金の一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付)

第16条 補助金の交付は、第14条の規定により補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、桑名市地域公共交通再構築事業補助金請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により、補助対象事業の完了前に補助金の交付を受けた補助事業者は、債務金額が確定したとき速やかに精算書により精算しなければならない。

(取得財産等の整理)

第17条 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(取得財産等の管理)

第18条 補助事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して国土交通大臣が別に定める期間に準ずるものとし、補助事業者は、その期間を経過するまで市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の期間内に取得財産等(機械及び重要な器具にあっては、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る。)を処分することにより、収入を生じたときは、その補助金の相当額分を市に納付しなければならない。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助対象事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(帳簿等の保存)

第21条 補助事業者は、前条に規定する帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、補助事業者は、次に掲げる帳簿等を、必要な期間保存しておかなければならない。

(1) 取得財産等の得喪に関する書類

(2) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(公共工事の品質確保の促進)

第22条 補助事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に則り、経済的に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保しなければならない。

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

桑名市長 宛

所在地
名称
代表者氏名

桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付申請書

年度桑名市地域公共交通再構築事業補助金の交付を受けたいので、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 _____ 円
- 2 補助対象事業の名称 地域公共交通再構築事業
- 3 補助対象事業の目的
- 4 補助対象経費の総額及びその内訳

本年度の補助対象経費	他の地方公共団体から交付される補助金内訳	
	県補助金額	沿線市町補助金額
円	円	円

詳細は、別紙「補助対象経費明細書」のとおり

- 5 補助対象事業の着手（予定）期日
- 6 補助対象事業の完了（予定）期日

様

桑名市長

桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度桑名市地域公共交通再構築事業補助金については、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

1 補助対象事業 地域公共交通再構築事業

2 補助対象経費 円

3 交付決定額 円

4 補助金の交付に係る条件

- (1) 桑名市補助金等交付規則及び桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱に従うこと。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助対象事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
 - イ 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示に従うこと。
- (4) 補助対象事業の完了前に補助金の交付を受けた場合で、当該事業を中止し、又は廃止するときは、交付済みの補助金を速やかに全額返還すること。
- (5) 補助対象事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (6) (5)の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (7) 補助対象事業により取得し又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸しけ、又は担保に供してはならない。
- (8) 消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告し、補助金の一部返還等の指示に従うこと。

年 月 日

桑名市長 宛

所在地
名称
代表者氏名

桑名市地域公共交通再構築事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のありました標記補助金について変更したいので、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助対象事業の名称 地域公共交通再構築事業

2 変更を必要とする理由

3 変更の主たる内容

4 補助金の額

変更交付申請額 _____ 円
既交付決定額 _____ 円
差引増減額 _____ 円

5 補助金申請額の内訳

	本年度の補助対象経費	他の地方公共団体から交付される 補助金内訳	
		県補助金額	沿線市町補助金額
変更前		円	円
変更後		円	円
変更増減		円	円

詳細は、別紙「補助対象経費明細書」のとおり

様

桑名市長

桑名市地域公共交通再構築事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付にて変更交付申請のあった 年度桑名市地域公共交通再構築事業補助金については、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により決定したので、通知します。

1 補助対象事業の名称 地域公共交通再構築事業

2 補助対象経費及び交付決定額

補助対象経費	(変更後)	_____	円	(変更前)	_____	円)
交付決定額	(変更後)	_____	円	(変更前)	_____	円)

3 変更の主たる内容

4 補助金の交付に係る条件

- (1) 桑名市補助金等交付規則及び桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱に従うこと。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助対象事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
 - イ 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示に従うこと。
- (4) 補助対象事業の完了前に補助金の交付を受けた場合で、当該事業を中止し、又は廃止するときは、交付済みの補助金を速やかに全額返還すること。
- (5) 補助対象事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (6) (5)の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (7) 補助対象事業により取得し又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

年 月 日

桑名市長 宛

所在地
名称
代表者氏名

桑名市地域公共交通再構築事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のありました 年度桑名市地域公共交通再構築事業補助金について、次の理由により補助金対象事業を中止（廃止）したいので、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、既に受領した補助金については、速やかに全額返還します。

- 1 補助対象事業の名称 地域公共交通再構築事業
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 既交付済（交付決定）額 _____ 円

様

桑名市長

桑名市地域公共交通再構築事業補助金中止（廃止）承認書

年 月 日付けをもって申請のあった 年度桑名市地域公共交通再構築事業補助金中止（廃止）承認申請については、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

- 1 補助対象事業の名称 地域公共交通再構築事業
- 2 その他
交付済みの補助金については、速やかに全額返還すること。

年 月 日

桑名市長 宛

所在地
名称
代表者氏名

桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付決定前着手承認申請書

年度桑名市地域公共交通再構築事業について、次の理由により補助金の交付決定前に着手したいので、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 事前着手する理由
- 2 事業の内容の概要
- 3 事業費
- 4 事業の着手（予定）期日
- 5 事業の完了（予定）期日

様

桑名市長

桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付決定前着手承認通知書

年 月 日付で申請のあった 年度桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付決定前着手申請については、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

- 1 補助対象事業の名称 地域公共交通再構築事業
- 2 事業の内容の概要
- 3 事前着手する理由
- 4 事前着手に係る条件
 - (1) 着手した日から補助金の交付の決定通知を受ける日までの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合においては、これらの損失は、事業主体が負担すること。
 - (2) 当該事業の全部又は一部が補助対象とならなかった場合においても、異議がないこと。
 - (3) 着手した日から補助金の交付の決定通知を受ける日までの期間内において、計画変更を行わないこと。

年 月 日

桑名市長 宛

所在地
名称
代表者氏名

桑名市地域公共交通再構築事業遂行状況報告書

年度桑名市地域公共交通再構築事業補助金について、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり遂行状況を報告します。

事業の進捗状況

区分	進捗状況	着手期日	完了予定 期日	遅延又は遂行困難な理由
調査費	%		()	
本工事費				
附帯工事費				
用地費				
その他				

備考 完了予定期日の（ ）内には当初予定期日を記入する。

桑名市長 宛

所在地
名称
代表者氏名

桑名市地域公共交通再構築事業補助金実績報告書

年度桑名市地域公共交通再構築事業が完了しましたので、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績を報告します。

1 補助対象事業の名称 地域公共交通再構築事業

2 事業の完了期日

3 交付決定額 _____ 円

4 補助対象経費の総額及びその内訳

本年度の補助対象経費	他の地方公共団体から交付される補助金内訳	
	県補助金額	沿線市町補助金額
円	円	円

5 補助対象経費決算表

(注) 補助対象経費決算表は、様式第1号又は様式第2号別紙補助対象経費明細書に準ずる。

年 月 日

桑名市長 宛

所在地
名称
代表者氏名

桑名市地域公共交通再構築事業補助金完了報告書

年 月 日付け補助金交付決定通知に係る補助対象事業について、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり報告します。

- | | |
|----------|-------------|
| 1 補助対象事業 | 地域公共交通再構築事業 |
| 2 補助対象経費 | _____円 |
| 3 交付決定額 | _____円 |
| 4 完了年月日 | |

様

桑名市長

桑名市地域公共交通再構築事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度桑名市地域公共交通再構築事業補助金については、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱第14条の規定により、その額を確定したので通知する。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 補助対象事業の名称 | 地域公共交通再構築事業 |
| 2 補助対象経費 | _____ 円 |
| 3 交付決定額 | _____ 円 |
| 4 補助金確定額 | _____ 円 |

桑名市長 宛

所在地
名称
代表者氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により確定通知を受けた 年度桑名市地域公共交通再構築事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により次のとおり報告する。

1 交付確定額

_____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

_____ 円

3 当該補助金に係る仕入控除税額

_____ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

桑名市長 宛

所在地
名称
代表者氏名

桑名市地域公共交通再構築事業補助金請求書

年 月 日付で（確定通知／交付決定通知）を受けた補助金について、桑名市地域公共交通再構築事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助対象事業の名称 地域公共交通再構築事業

2 通知書番号 第 号

※事業完了前の請求の場合：交付決定通知書の番号

事業完了後の請求の場合：確定通知書の番号

3 交付確定額／交付決定額

4 既交付額

5 今回請求額

6 振込先

口座振込先金融機関名及び支店名

口座種別 当座・普通

口座番号

フリガナ

口座名義人